



平成21年6月1日

各 位

会 社 名 アネスト岩田株式会社  
代表者名 代表取締役社長 壺田 貴弘  
(コード番号：6381 東証第1部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 飯田 紀之  
(TEL. 045-591-1182)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成19年5月15日付の取締役会決議および同年6月26日開催の第61期定時株主総会における株主の皆様のご承認により「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本方針」といいます。）を導入して以降、平成20年5月13日付の取締役会決議および同年6月26日開催の第62期定時株主総会におけるご承認により本方針を継続運用して参りましたが、本方針の有効期間は平成21年6月25日開催予定の第63期定時株主総会終結の時をもって満了することとなっております。

当社は、情勢の変化等も勘案しつつ、企業価値および株主共同の利益の更なる確保・向上の観点からその在り方について継続的に検討して参りました。その結果平成21年6月1日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の当社第63期定時株主総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数によるご承認を得られることを条件として、本方針を継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本方針の継続にあたり、対象となる大規模買付行為についての明確化、「株主等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」の施行による上場会社の株券の電子化など関係法令の整備等を踏まえて一部の改定を行っておりますが、基本的内容についての変更はございません。本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては社外監査役を含むすべての監査役が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はございませんので、念のために申し添えます。

以 上

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)

平成19年5月15日施行  
平成21年6月1日改訂

1. 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、大正15年に創業以来、「誠心」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

世界的な景気後退が加速し厳しい状況ではありますが、「収益に徹底して固執する」「次なる成長へ向けて事業規模の拡大に挑戦する」「困難な経営課題の改革にスピードをもって取り組む」「社会的規範・環境保全を最重視し、社会に貢献する」を基本方針と定め、長期的成長に向けた基盤整備を進めてまいります。社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様へ買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入するものであります。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

### 3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

#### (1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社持株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合は適用対象とします。大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は予め本方針に定めれる手続に従わなければならないものとしします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

#### (2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要

情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性および適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会(後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規定の概要」および(注8)をご参照)が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名および略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成および取締役会による代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価

期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

#### 4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反するか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、我妻 隆邦彦氏、腰越 勉氏および木内 渥氏の合計3名が就任する予定です。なお、独立委員会規定の概要は、別紙2の「独立委員会規定の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりです。

#### 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会

が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1の「新株予約権無償等の概要」に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を著しく損ない、対抗措置をとることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合  
(いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合)
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行なっていると判断される場合
- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益

が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合

⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行すること

になった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です。）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様の意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応および会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、平成21年3月31日現在の大株主の状況は別紙4の「大株主の状況」に記載のとおりです。

## 8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

### ①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主

共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様が意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注9)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注10)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株

予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

### 1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断および対応の客観性、合理性および公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

### 2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社および取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者等の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

### 3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

### 4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

### 5. 善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

### 6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規定に従い、必要に応じて随時開催する。

### 7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

## 8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
- ③大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・工場に反する否か
- ④対抗措置を講じるか否か
- ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
- ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から、その検討および審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査役に対し、その検討および審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

## 9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以 上

我妻 隆邦 (わがつま たかくに)

【略歴】 昭和 20年 11月 生まれ  
 昭和 48年 4月 弁護士登録  
 昭和 48年 4月 我妻法律事務所開設 (現)  
 平成 9年 4月 関東弁護士連合会常務理事  
 平成 13年 4月 東京弁護士会常議員会副議長  
 平成 14年 1月 東京家庭裁判所調停委員 (現)  
 平成 16年 6月 当社 監査役就任 (現)

腰越 勉 (こしごえ つとむ)

【略歴】 昭和 29年 7月 生まれ  
 昭和 52年 4月 丸善株式会社入社  
 昭和 58年 12月 丸善株式会社退社  
 昭和 59年 1月 等松・青木監査法人 (現監査法人トーマツ) 入所  
 昭和 62年 3月 公認会計士登録  
 昭和 62年 3月 腰越公認会計士事務所開設 (現)  
 昭和 62年 6月 税理士登録  
 昭和 62年 7月 監査法人トーマツ退所  
 昭和 62年 8月 青南監査法人入所  
 平成 2年 10月 株式会社未来会計社設立 代表取締役就任 (現)  
 平成 4年 12月 青南監査法人退所  
 平成 7年 4月 立教大学非常勤講師 (現)  
 平成 16年 6月 当社 監査役就任 (現)  
 平成 19年 1月 株式会社清水会計センター 代表取締役 (現)

木内 渥 (きうち あつし)

【略歴】 昭和 20年 2月 生まれ  
 昭和 42年 4月 吉田工業株式会社入社  
 昭和 43年 5月 株式会社丸山製作所入社  
 昭和 63年 8月 同社 技術本部技術部長  
 平成 7年 12月 西部丸山株式会社 取締役事業本部長  
 平成 9年 10月 株式会社丸山製作所 グループ統括室長  
 平成 9年 12月 同社 取締役グループ統括室長  
 平成 11年 12月 同社 常務取締役千葉工場長  
 平成 13年 12月 丸山工機株式会社 代表取締役社長  
 平成 19年 4月 株式会社丸山製作所 常務取締役管理本部長  
 平成 20年 6月 当社 監査役就任 (現)  
 ” 株式会社丸山製作所 監査役 (現)

上記独立委員会委員はいずれも、会社法で規定される社外監査役の要件をみます。

大株主の状況

別紙4

平成1921年3月31日現在

1. 発行可能株式総数 189,290,000株
2. 発行済株式総数 46,165,505株
3. 株主数 4,637名
4. 大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
第一生命保険相互会社	2,572	5.57
アネスト岩田得意先持株会	1,889	4.09
株式会社常陽銀行	1,841	3.99
明治安田生命保険相互会社	1,820	3.94
アネスト岩田仕入先持株会	1,793	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,737	3.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,426	3.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,287	2.79
株式会社りそな銀行	1,237	2.67
株式会社みずほコーポレート銀行	1,105	2.39
合計	16,707	36.17

以上